

地域密着型サービス事業者の運営指導における指摘事項等について

1. 令和4年度運営指導状況

地域密着型サービス事業所 11事業所

(基準規則)

宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
(平成25年3月27日規則第12号)

【参考】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日 厚生省令第34号)、
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日 厚生省令第38号)

2. 運営指導における主な指摘事項

■設備及び備品等（規則第56条の4、規則第81条）

<指摘事項>

- 消防設備の点検が不十分だった。
- 宿泊室のプライバシー確保が不十分だった。

<<ポイント>>

- ◎消防設備は定期的に点検しましょう。
宿泊室は、十分なプライバシーの確保が必要です。

■地域密着型通所介護の具体的取扱方針（規則第56条の8）

<指摘事項>

- 月の通所介護の利用回数よりも入浴加算の回数が上回っていた。

<<ポイント>>

- ◎提供するサービスの内容は、不適切などころがないか確認しましょう。

■地域密着型通所介護計画の作成（規則第56条の9）

<指摘事項>

- 介護計画に内容等の記載がないサービスの提供が行われていた。
- 契約書等の同意日が未記入、または不明確だった。
- 認定更新中に必要な暫定プランが確認できなかった。
- 居宅サービス計画と通所介護計画との計画期間に齟齬があった。

<<ポイント>>

- ◎提供するサービスの内容は、介護計画に明確に記載する必要があります。
また、契約書等の日付は明確にする必要があります。

暫定プランは認定更新中のサービス提供の根拠となるものです。

■**広告**（規則第76条、規則第112条）

<指摘事項>

●広告パンフレットの内容に事業所の現状と異なる記載があった。

《ポイント》

◎広告等は誤解の無いよう記載する必要があります。

■**内容及び手続の説明及び同意**（規則第103条、規則第122条、規則第192条）

<指摘事項>

●重要事項説明書の内容に誤記や現行と異なる記載があった。

●重要事項説明書や契約書が利用者本人に交付されていなかった。

●利用者の同意確認が不明瞭だった。

●契約時から変更のあった内容の説明が不十分だった。

《ポイント》

◎重要事項説明書は常に最新の情報に更新しましょう。

契約内容に変更がある場合は利用者に内容を説明し同意を受ける必要があります。

また、契約書を含む利用に関する書類は、同意を得た上で利用者に必ず交付しましょう。

■**利用料等の受領**（規則第56条の6、規則第110条）

<指摘事項>

●利用料の変更があった際の、利用者への説明等が確認できなかった。

●料金表と異なる金額を受領していた。

《ポイント》

◎契約内容に変更がある場合は利用者に内容を説明し同意を受ける必要があります。

■**運営規程**（規則第56条の11、規則第116条、規則第192条）

<指摘事項>

●運営規程に記載されている内容に修正が必要な箇所が見られた。

●従業者の就業環境が害されることを防止するための明確な方針が確認できなかった。

《ポイント》

◎運営規程の変更は、市に変更届を提出して行う必要があります。

また、事業所内でのセクハラ・パワハラ等を防止するため、方針の明確化等が必要です。

■勤務体制の確保（規則第56条の12、規則第103条）

<指摘事項>

- 事業所の従業者以外の者によるサービス提供が確認された。
- 従業者の就業環境が害されることを防止するための明確な方針が確認できなかった。
- 従業者の資質向上のための研修計画が確認できなかった。

《ポイント》

◎利用者に直接影響を及ぼすサービス業務は、事業所の職員のみで行う必要があります。

今後は、緊急時におけるサービス提供の指針等をあらかじめ整備しておき、その指針等に基づいて対応する必要があります。

また、事業所内でのセクハラ・パワハラ等を防止するため、方針の明確化等が必要です。

■秘密保持（規則第56条の19、規則第103条、規則第192条）

<指摘事項>

- 利用者の家族の個人情報利用についての同意が確認できなかった。
- 同意書の内容が不明瞭だった。

《ポイント》

◎利用者の代理人となる者の個人情報を使用する場合は、たとえその代理人が家族であったでも、その代理人本人の個人情報の利用同意が必要です。

■苦情処理（規則第56条の19、規則第192条）

<指摘事項>

- 苦情処理マニュアルが不十分または未整備だった。

《ポイント》

◎苦情を受け付けた際は適切に対応するとともに、受付から解決までの記録の整備が必要になります。担当者等の情報は常に最新の状態にしましょう。

■地域との連携（規則第56条の16）

<指摘事項>

- 運営推進会議の開催が不十分だった。

《ポイント》

◎運営推進会議は毎年定期的期開催することが必要です。

■事故発生時の対応（規則第56条の19、規則第103条、規則第122条）

<指摘事項>

- 事故対応マニュアルの整備が不十分だった。

《ポイント》

◎報告が必要な事故の発生時には、市へ第一報を電話等で連絡してください。
また、事故発生から終結までの経緯等を記録してください。

■非常災害対策（規則第64条の14、規則第122条）

＜指摘事項＞

- 防災計画の整備が不十分だった。
- 防災訓練等が実施されていなかった。

《ポイント》

◎非常災害に関する計画は、事業所ごとに責任者を置き、具体的な計画を立てておく必要があります。また、内容は常に最新の状態に更新しましょう。
防災訓練や避難訓練は、定期的実施して下さい。

■居宅サービス計画の作成（規則第88条）

＜指摘事項＞

- 必要な書類の作成日が前後する等、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿っていない事例が確認された。

《ポイント》

◎居宅サービス計画は、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って作成する必要があります。

■小規模多機能型居宅介護計画の作成（規則第91条）

＜指摘事項＞

- 利用者に対して計画書の説明、同意及び交付を行っているか不明瞭な事例があった。

《ポイント》

◎利用者への説明、同意及び交付日等は必ず明確にする必要があります。

■管理者の責務（規則第56条の10）

＜指摘事項＞

- 管理者の兼務により、業務に支障が出ている事例が確認された。

《ポイント》

◎管理業務に支障が出る範囲での兼務は認められませんので、兼務の内容の見直しが必要です。

■記録の整備（規則第56条の18）

＜指摘事項＞

- 備品台帳の整備が不十分だった。

《ポイント》

◎備品台帳には購入日や廃棄日等も記載し、現在使用中のものと廃棄済みのものが分かるようにしてください。